

北海道学校給食総合センター利用規程

(平成24年3月15日理事長決定)

(定義)

第1条 北海道学校給食総合センター（以下「総合センター」という。）とは、事務室、役員室、食品検査室、研修室、会議室、調理実習室等の管理棟と常温・低温・冷凍の倉庫棟からなる。

第2条 この規程において利用とは、学校給食事業を目的として、研修室、会議室及び調理実習室（以下「研修室等」という。）の利用をいう。

(利用時間)

第3条 研修室等の利用時間は、午前8時45分から午後5時00分までとする。

2 公益財団法人北海道学校給食会（以下「当会」という。）の管理運営上特別必要があるとき又は非常災害その他緊急の事態にあるときは、理事長は利用時間を変更することができる。

3 前項の規定により、利用時間を変更したときは、理事長は遅滞なくその旨を利用者に連絡しなければならない。

(休館)

第4条 総合センターは、次の各号に掲げる日は休館とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(臨時休館)

第5条 前条に定めるもののほか、非常災害その他緊急の事態にあるときは、理事長は臨時に休館とすることができる。

2 第3条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休館とする場合について準用する。

(利用制限)

第6条 研修室等の利用は、第2条に規定する目的以外に利用することはできない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項その他理事長の指示する事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備、機材器具、標本、図書その他資料を汚し、若しくは損傷しないこと。

(2) 物品を、みだりに移動しないこと。

(3) 火気の取扱に注意すること。

(4) 当会の業務事務に支障を及ぼさないこと。

(利用申込)

第8条 研修室等を利用しようとする者は、利用申込書（別記第1号様式）を提出し理事長の承認（別記第2号様式）を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 研修室等の利用については、原則として無料とする。

(賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により、利用施設設備及び機材器具等を亡失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。